

装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関する特約条項

甲及び乙は、装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関し、次の特約条項を定める。

(前払金)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

(前払金の総額等)

第2条 前払金の総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額(第3項において「総額等」という。)は、別記様式のとおりとする。

2 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

3 甲は、前払金の予算が示達されなかった場合に、前払金の総額等を変更して翌年度以降に繰り延べるができるものとする。

(前払金の請求)

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条第1項の規定に従い、次条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 前項に規定する書類のほか、乙は、第4条第2項の規定に基づき担保を免除された前払金の支払を受けようとするときは、同項各号に規定する書類のいずれかの書類を添付するものとする。

(前払金の担保)

第4条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり甲が必要ないと認めたときは、担保の提供を免除することがあるものとする。

2 前項の規定によらず、前払金が次の各号のいずれかに該当する場合において、甲は乙に対し、その前払金に対する担保を免除するものとする。

(1) 乙が、供給網強靱化(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。)第4条第1項第1号に掲げる取組をいう。)に係る特定取組契約における取得設備等(特定取組完了確認書により監督官が確認した取得設備等に限る。以下この項において同じ。)を活用し、この契約において特定

された紐付け契約のため、乙をサプライヤーとする事業者（以下「上位事業者」という。）に対して部品若しくは構成品（以下「部品等」という。）を供給したことを証する書類であって、上位事業者に対する納品書の写し又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(2) 乙が、製造工程効率化（防衛生産基盤強化法第4条第1項第2号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組契約における取得設備等を活用し、この契約において特定された紐付け契約のため、乙の上位事業者に対してこれらの部品等を供給し、又は役務を提供したことを証する書類であって、上位事業者に対する納品書若しくは役務完了書の写し又はこれらに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(3) 乙が、サイバーセキュリティ強化（防衛生産基盤強化法第4条第1項第3号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組における取得設備等により確保された情報セキュリティ環境において、この契約において特定された紐付け契約に係る保護すべき情報を取り扱ったことを証する書類であって、乙が新たな情報セキュリティ環境において紐付け契約に係る情報を取り扱うことの誓約書又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(4) 乙が、事業承継等（防衛生産基盤強化法第4条第1項第4号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組契約における取得設備等を活用し、この契約において特定された紐付け契約のため、乙の上位事業者に対してこれらの部品等を供給し、又は役務を提供する体制が整備されたことを当該上位事業者が確認したことを証する書類であって、装備品安定製造等確保計画認定書の「5 その他特記事項」において、乙の共同申請者が乙に提出することとされている書面の写し又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

3 前払金の担保として提供することができるものは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

4 担保の保証期間は、前払金が支払われる日から第8条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

5 第2項各号に規定する前払金の有無にかかわらず、当該各号に規定する支払時期よりも前に支払うことを約した前払金について、乙がその担保を甲に提供している場合、乙は、当該各号に規定する書面とともに当該担保の解除を甲に申し出ることができる。

6 甲は、前項の申出を受けた場合は、当該担保を解除するものとする。
（前払金の目的外使用禁止）

第5条 乙は、前払金をこの契約に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 前項の直接必要な経費とは、契約金額のうち製造原価を構成する材料費、加工費及び直接経費をいい、一般管理費等及び利益は含まれないものとする。

3 乙が第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が、返納の日に前項の規定により返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金に関する調査)

第6条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金返納)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合（特定取組の実施の完了後に、乙の責めに帰することができない理由により紐付け契約に係る指定装備品等が当該紐付け契約の相手方によって納入されないため、甲及び乙の間の協議の上、この契約の変更又は全部若しくは一部の解除を行った場合を含む。）においては、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合において、甲が既に乙に支払った前払金の金額の総額が、当該減額後の契約金額を超過することとなったときは、当該超過金額

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に支払った前払金の全額

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額（第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金の精算方法)

第8条 前払金の精算は、乙がこの契約に基づく給付を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行う。

(前払金の担保の返還等及び取立て)

第9条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に

応じて、第4条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他の担保金額を減少するための措置をとることができる。

2 甲は、第7条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

(給付の終了の届出の義務)

第10条 乙は、この特約条項の定めるところにより、契約金額の全額を前払金として支払を受けた場合においても、紐付け契約に係る指定装備品等の納入が完了したことによりこの契約に基づく給付が終了したときは、「装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項」第18条第1項に規定する給付の終了の届出を行わなければならない。

別記様式（第2条第1項関係）

調達要求番号 品名	前払金の総額	支払 回数	支払時期及び 支払う前払金の額	備考
		第1回		
		第2回		
		第3回		

注：第4条第2項各号のいずれかに該当する前払金の場合には、備考欄にその旨を記載する（記載例：第4条第2号第1号の適用を受ける前払金）。